

令和4年6月10日

日本共産党港区議員団

風見利男様

福島宏子様

熊田ちづ子様

港 区 長 武 井 雅 昭

港区教育委員会教育長 浦 田 幹 男

急激な物価高騰に対し、中小企業の営業と区民生活を守るための
緊急申し入れについて（回答）

2022年5月24日付け「急激な物価高騰に対し、中小企業の営業と区民生活を守るための緊急申し入れ」について、別紙のとおり回答します。

【区として】

1 飲食業、理・美容室、クリーニング業など中小零細事業者に対して、固定費補助などの支援策を早急に具体化すること。

特定業種の事業者に対する固定費の補助などは検討しておりませんが、国の動向等を踏まえ、現在も一定のあっせん申込がある特別融資あっせんの申込期間を延長し（10月末まで延長）、広く事業者の資金繰り支援を実施してまいります。また、原油価格の高騰や物価高騰の影響を踏まえ、区内公衆浴場に対して実施している助成を緊急で増額し安定した浴場経営を支えるほか、中小企業診断士への出前経営相談回数を拡充し業種ごとに異なる様々な経営相談に丁寧に対応してまいります。

2 インボイス制度がシルバーセンター登録者に影響を及ぼさない対策を行うこと。

現在、国や他自治体、東京しごと財団等の動向の把握に努めていますが、現時点で対策の方向性は示されていない状況です。今後、方向性が確認できた時点で、会員に影響がないよう、具体的な支援策を検討します。

3 国民健康保険料は18歳未満の均等割負担分を区が全額補助すること。

令和4年度から全国一律に未就学児の均等割減額措置が導入されました。国民健康保険制度は、法に基づく国の制度であり、自治体がそれぞれの判断で独自に18歳未満の均等割負担分を一律に負担することは適当でないことから、区が全額補助をすることは考えておりません。

引き続き、全国市長会を通じ、子どもの均等割軽減の対象年齢や軽減割合の拡大など、保険料の負担軽減に向けた必要な措置を講じるよう国に要望してまいります。

4 後期高齢者の医療費窓口負担の2倍化を凍結するよう国に求め、区は非課税者の窓口負担を全額補助すること。

国は、後期高齢者の医療費の増加に伴う現役世代の負担上昇を抑えるため、令和4年10月から一部の被保険者に対し、医療費窓口負担の見直しを実施します。該当者に対しては配慮措置も講じられており、国に対し窓口負担の見直しを凍結するよう求めることは考えておりません。

また、後期高齢者医療制度は、法に基づく国の制度であり、自治体がそれぞれの

判断で独自に窓口負担分を一律に負担することは適当でないことから、区が全額補助をすることは考えておりません。

5 生活困窮者への給付金は、住民税均等割のみの世帯まで拡大すること。

現在、区では国の定める「子育て世帯等臨時特別支援事業」における非課税世帯等臨時特別給付金を支給しています。対象は住民税非課税世帯とともに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯を対象に1世帯当たり10万円の給付金を支給しています。

それに加えて、区では生活困窮者に対し、港区生活・就労支援センターにおいて専門の相談員が家計相談に応じることで個々の事情に応じた解決策を提案し、支援しております。

このため、区独自の臨時特別給付金の対象拡大や給付額の上乗せは考えておりません。

6 生活保護給付世帯へ緊急的な見舞金を支給すること。

区では、生活保護世帯に対して、家族が集まる機会が多い時期の家計負担を軽減するため、毎年8月と12月に、単身世帯に5,000円、複数世帯に7,000円を見舞金として支給しております。港区以外の22区が、見舞金を廃止している中、独自に支給を行っているものであり、これに加え緊急的な見舞金を支給することは考えておりませんが、今後とも生活保護世帯の生活の実態に注視してまいります。

7 就学援助基準を引き上げ、対象者を拡大すること。

区は、生活保護を受けている要保護世帯と、生活保護基準に1.2倍、子どもが3人以上いる多身世帯は、1.31倍を乗じた基準所得額を基に認定する準要保護世帯を、学校給食費の支給対象としております。区では、平成25年8月の生活保護基準引下げ以降も、平成25年度当初の生活保護基準を継続して適用するほか、家庭状況に応じてより有利な基準で認定するなど、経済的に困難な家庭を広く支援しております。また、令和4年度から、要保護家庭の修学旅行費を区独自に事前給付することで、受給世帯の利便性の向上を図っております。引き続き、経済的な理由により困難を抱えている家庭等へ必要な支援を行ってまいります。

8 小中学校の給食の質の低下を招かないよう、食材の高騰分を区が負担すること。また、学校給食費の無償化を真剣に検討すること。

学校給食食材の高騰により、学校給食費の値上げが必要な状況ですが、令和4年度は、これまで行ってきた学校給食で扱う精米の1/2の公費負担に加え、残りの1/2も公費負担とし、区が全額負担することで、給食の質を確保しつつ保護者が負担する学校給食費を据え置きます。

また、学校給食法に基づき、学校給食費を徴収していることから、引き続き、国の責任において早期に学校給食を無償化するよう、全国都市教育長協議会を通して国に要望してまいります。

9 新型コロナウイルス感染症関連の給付金や協力金等は、区営・都営住宅等の家賃を決める際の収入認定から除外し、引き上げないこと。

区営住宅の使用料の算定における収入は、所得税法の例に準じて算出した所得金額とされており、給付金が一時所得の場合には所得認定に含まれませんが、事業所得者の場合に課税対象とされているものにつきましては、給付金であっても収入に含まれます。所得の減少があった世帯につきましては、入居者からの申請に基づき、収入の再認定や使用料の減免の手続を行うことで家賃負担の軽減を図ってまいります。

【国や東京都に対し】

1 消費税を直ちに5%に引き下げ、インボイス制度導入は中止すること。消費税の納税困難事業者に対する減免措置を実施すること。

消費税の引き下げ、インボイス制度導入の中止、消費税の納税困難事業者への減免措置について国に申し入れることは考えておりませんが、インボイス制度の開始によって多くの事業者に影響が生じることが見込まれるため、インボイス制度に係る支援事業の実施について、早期に開始できるよう検討を進めてまいります。

2 原油価格高騰対策としてトリガー条項の発動を含む卸売価格の引き下げを図ること。また、飲食店、運輸業、中小製造業など事業用燃油の価格を引き下げること。

原油卸売価格の引き下げや事業用燃油の価格の引き下げについて国に申し入れる

ことは考えておりませんが、原油価格の高騰や物価高騰の影響を踏まえ、出前経営相談の利用可能回数を拡充するなど、区内事業者が抱える課題に丁寧に対応し、安定した事業活動につなげてまいります。

3 小麦の政府売り渡し価格を引き下げること。

小麦の政府売り渡し価格の引き下げについて国に申し入れることは考えておりませんが、区内産業の景況の動向などを注視しながら、出前経営相談の利用可能回数を拡充するなど、区内事業者の経営継続に必要な支援を実施してまいります。

4 急激な物価高騰に対応して生活保護基準を引き上げること。

生活保護基準については、国の社会保障審議会の生活保護基準部会において検討された結論を踏まえ、国がその責任に基づき、決定するものです。区として、国に対し、生活保護基準の引き上げを要請することは考えておりませんが、引き続き、被保護者等からの相談に丁寧に対応してまいります。

5 住民税非課税世帯に限定せず、困窮者に対する給付金を拡大すること。

区は、国に対し、臨時特別給付金の対象者の拡大を要請することは考えておりませんが、引き続き、生活困窮者に対し、港区生活・就労支援センターにおいて専門の相談員が家計相談に応じることで個々の事情に応じた解決策を提案し、支援してまいります。

6 特例貸付制度利用者に対する返済免除の要件を緩和すること。

特例貸付制度は、港区社会福祉協議会が相談窓口となり、東京都社会福祉協議会へ申請書類を提出する国の制度です。区では、特例貸付制度の返済免除の要件の緩和について国に申し入れることは考えておりませんが、引き続き生活困窮者に対し、港区生活・就労支援センターにおいて、個々の事情に応じた解決策を提案し、支援してまいります。

7 住宅確保給付金の対象拡大と延長を行うこと。

区は、生活に困窮し、住居を喪失している人または喪失する恐れのある区民に対し、住居確保給付金を支給しており、最初の3か月間に加え、一定の条件で延長、再延長により最大9か月間支給しています。また、自己都合による離職や減収によって収入が減少した人に対して住居確保給付金を支給する特例支給についても令和4年8月末まで延長しています。このことから、国に対し要請をすることは考えておりませんが、区は、今後とも生活に困窮する区民に対し、国の基準に基づき、住居確保給付金を支給してまいります。

8 年金の減額をストップすること。

年金額は、将来世代の給付水準を確保するため、国民年金法等に基づき、物価や賃金の変動に応じ調整する仕組みとされています。このことから、国に対し要請をすることは考えておりませんが、今後も国の動向について注視してまいります。

9 最低賃金を時給1500円に引き上げること。大企業への内部留保課税の新設で税収増、不公平是正をはかるとともに、賃金を引き上げること。

大企業への内部留保課税の新設や賃金の引き上げについて国に申し入れることは考えておりませんが、区内産業の景況の動向などを注視しながら、出前経営相談の利用可能回数を拡充するなど、区内事業者の経営継続に必要な支援を実施してまいります。

10 事業復活支援金を少なくとも持続化給付金並に拡充し、家賃支援等給付金を再支給すること。

事業復活支援金の拡充や家賃支援等給付金の再支給について国に申し入れることは考えておりませんが、区内産業の景況の動向などを注視しながら、出前経営相談の利用可能回数を拡充するなど、区内事業者の経営継続に必要な支援を実施してまいります。